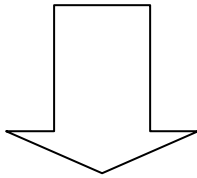


介護サービスを利用するには

～必要な介護サービスを利用するために要介護認定を正しく受ける～

心身の状態の維持や改善につなげる介護サービスは正しい要介護認定を受けることが大切です。

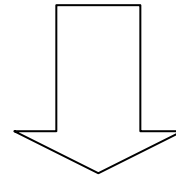
現状と違う状態と認定された場合



心身の状態の維持・改善
につながらない

介護サービス利用量が多かったり、または不足してしまうことは、正しい生活機能向上につながりません。また状態の維持・改善を妨げることになる場合もあります。

心身の状態が現状と正しく認定された場合



正しい心身機能の向上
につながる

現状の自身の状態を正しく認定してもらうことで、適正なサービスの利用、生活機能の改善・向上につながります。

サービス利用は「申請」から

<申 請>

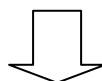
介護を必要とする本人又は家族が、市の窓口で「要介護認定」の申請をします。

次のところにも申請の依頼ができます。（更新申請も含まれます）

- ・市（本庁、各支所、地域包括支援センター）
- ・在宅介護支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

- ・要介護・要支援認定申請書（高齢者福祉課、各支所にあります。）
- ・介護保険被保険者証（65歳以上の人）
- ・健康保険被保険者証（40歳～64歳の人）



<認定調査>

申請書が提出されると、市の担当職員（認定調査員）が自宅を訪問し、心身の状況を調べるために本人と家族などに聞きとり調査を行います。（全国統一内容の調査票に記入します。）

～ポイント 認定調査を正しく受けるために～

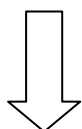
- ※ できるだけ本人の体調がよい時間帯を選ぶ
- ※ 体調の現状は過不足なく正確に伝えることが重要
- ※ 普段の状態をありのままに伝える
- ※ 家族などの介護をする人がいる場合は同席してもらう
- ※ 排泄や食事、転倒など困りごとやその頻度を記録しておく
- ※ 日常の補装具があれば伝える など

<主治医の意見書>

本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。主治医がない人はご相談ください。

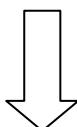
～ポイント 適切な「主治医意見書」を作成してもらうには～

- ※ 日頃から信頼できる主治医を持つ
- ※ 今の状態を把握しておいてもらう
- ※ 主治医がない場合は市から紹介をしてもらう など



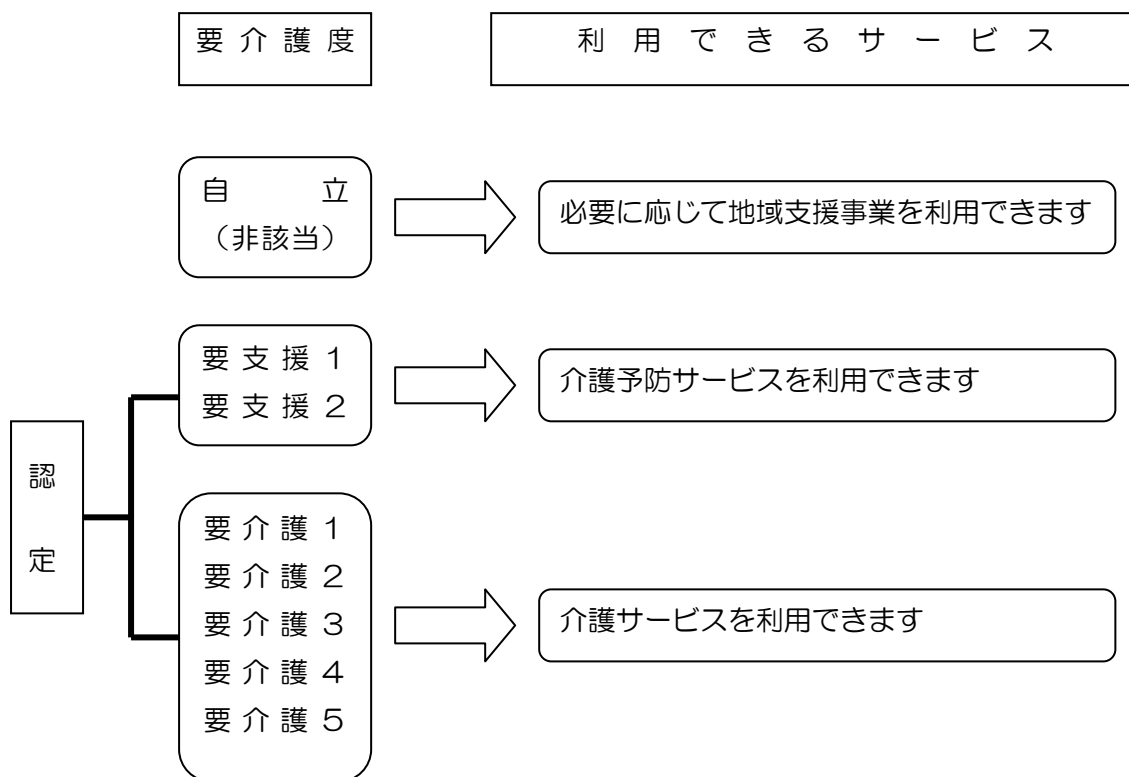
<要介護状態の審査・認定>

- 一次判定（コンピュータ判定）
認定調査結果をコンピュータにより分析し、要介護状態区分を導きだします。
- 二次判定（介護認定審査会）
一次判定の結果 + 調査票には盛り込めない特記事項 + 主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家から構成された「介護認定審査会」で審査され、要介護状態区分が決定されます。



<認定の区分>

介護認定審査会の審査結果に基づいて以下の区分に分けて認定されます。



●地域支援事業

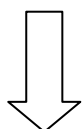
自立（非該当）と判定された人や地域のすべての高齢者を対象に、元気で介護が必要とならないための様々なサービスを提供する事業です。地域支援事業の介護予防サービスには、すべての高齢者が対象のサービスと要支援状態になるおそれのある高齢者が対象のサービスがあります。

●介護予防サービス

要支援1・2と認定された人は、介護予防サービスが利用できます。介護予防サービスは在宅サービスのみで、施設サービスはありません。

●介護サービス

要介護1～5と認定された人は、介護サービスが利用できます。介護サービスには在宅サービスと施設サービスがあります。



<認定結果が届いたら>

申請から原則として30日以内に、決定した要介護状態区分が記載された認定結果通知と被保険者証を送付します。介護サービスを利用するには、決定された認定結果に基づき、居宅介護支援事業者などに依頼し、ケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

～ポイント 「居宅介護支援事業者」を選ぶ～

- ※ ケアマネジャーや職員の対応はどうか
- ※ ケアプランの説明をしっかりとってくれるか
- ※ 十分な介護や福祉の知識をもっているか
- ※ 本人・家族の希望を反映してくれるか など

●要介護認定の区分のめやす

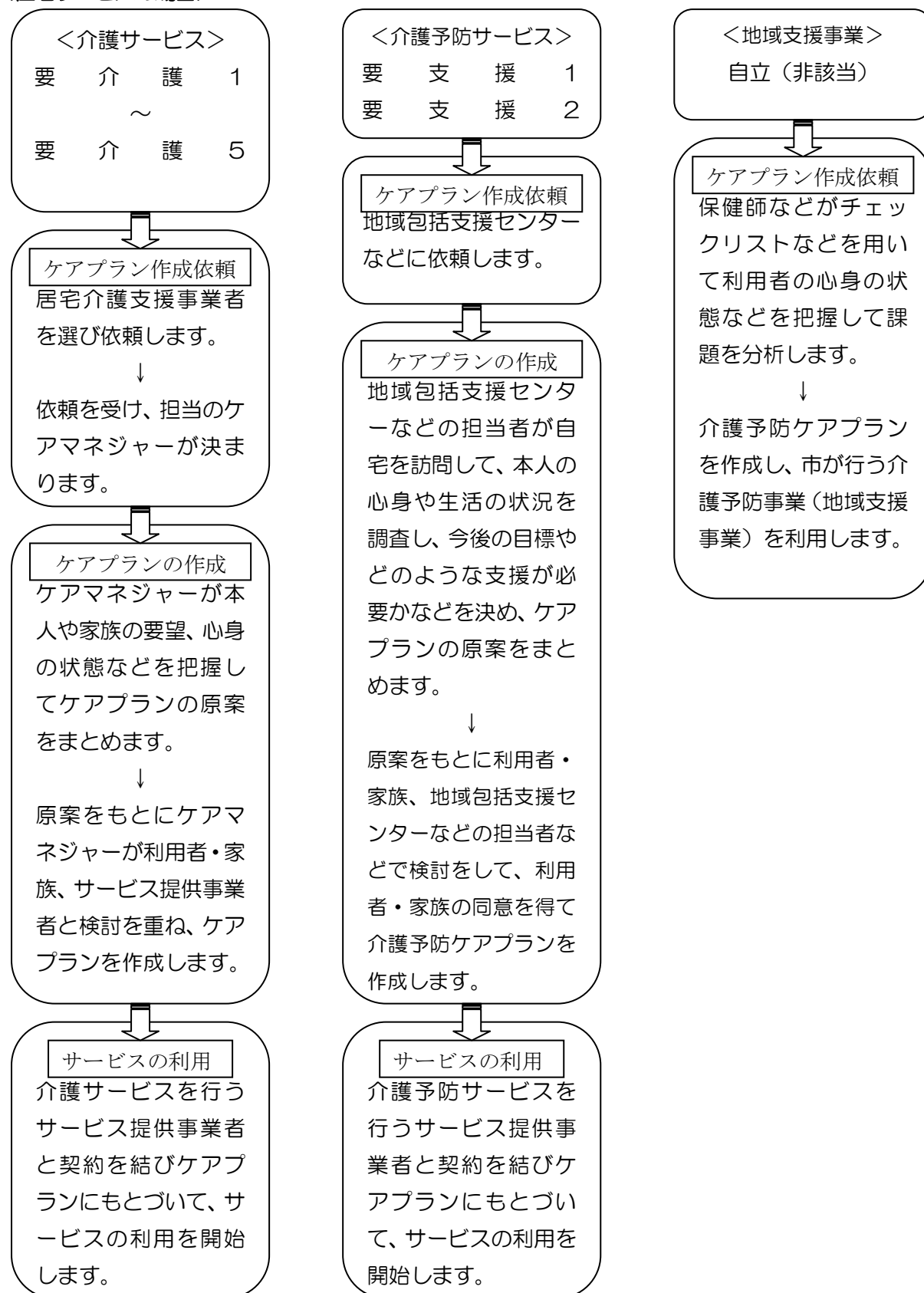
区分		状態（事例）
要 支 援	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身の回りの事で一部に何らかの支援が必要 ・ 複雑な動作に何らかの支えが必要 ・ 排泄や食事はほとんど自分ひとりで行える。
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身の回りの事で何らかの支援が必要 ・ 複雑な動作や移動の動作に何らかの支えが必要 ・ 問題行動や理解の低下がみられることがある ・ 状態の維持・改善の可能性が高い
要 介 護	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身の回りの事で何らかの介助が必要 ・ 複雑な動作や移動の動作に何らかの支えが必要 ・ 問題行動や理解の低下がみられることがある ・ 心身の状態が安定していない ・ 認知症等により介護予防サービスの利用に係る適切な理解が困難
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身の回りの事で全般に何らかの介助が必要 ・ 複雑な動作や移動の動作に何らかの支えが必要 ・ 問題行動や理解の低下がみられることがある ・ 排泄や食事に何らかの介助が必要
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身の回りの事が自分ひとりで行えない ・ 複雑な動作や移動の動作が自分ひとりで行えない ・ いくつかの問題行動や理解の低下がみられる ・ 排泄が自分ひとりで行えない
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身の回りの事がほとんどできない ・ 複雑な動作や移動の動作がほとんどできない ・ 排泄がほとんどできない ・ 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身の回りの事がほとんどできない ・ 複雑な動作や移動の動作がほとんどできない ・ 食事や排泄がほとんどできない ・ 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

※ 上記はあくまでも、めやすであり、この状態の人が必ずしも、その介護度になるとは限りません。

ケアプランを作成しサービス利用を開始します

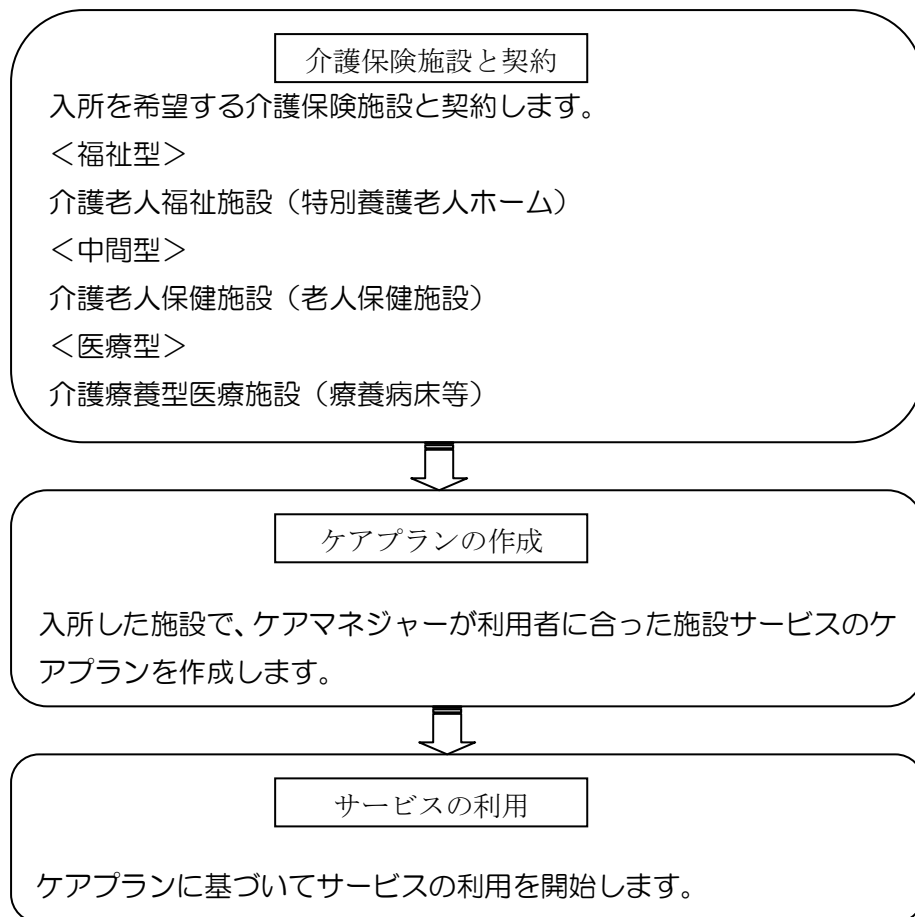
介護サービス・介護予防サービスとも、個人に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランにもとづきサービスを利用します。

<在宅サービスの場合>



<施設サービスの場合>

希望する施設を選び直接申し込みます。ただし、要支援1・2と認定された人は利用できません。



各種サービス利用についての相談

●介護サービス（要介護1～5の人）

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。
ケアプランの作成、作成にかかる相談は無料です。（全額を介護保険で負担します。）

●介護予防サービス（要支援1・2の人）

地域包括支援センターが中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して、介護予防サービスを利用できるよう支援します。
ケアプランの作成、作成にかかる相談は無料です。（全額を介護保険で負担します。）

※ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

- ・ 介護保険制度において、介護サービスを利用される人と事業所などを結ぶ重要な役割を担います。
 - ・ 申請の手続きや更新の代行をします。
 - ・ 利用者の希望に沿ったケアプランを作成し、サービス事業所との連絡調整を行います。
 - ・ 利用者の心身の状況を把握し、必要に応じケアプランの見直しを行います。
- 保健・医療・福祉の分野で5年以上の実務経験があるなどの受験資格を持つ人が、都道府県が実施する筆記試験に合格し、実務研修を修了して、指定居宅介護支援事業所や介護保険施設に所属しています。